

公益財団法人秦野市スポーツ協会指導者等登録制度に関する基準

1 目的

この基準は、公益財団法人秦野市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)が多様なスポーツ教室等を市民に提供するため、その担い手となる指導者、インストラクター等を積極的に発掘して、多様な人材を積極的に活用するため、その登録制度の運営について必要な事項を定める。

2 登録対象指導者等

秦野市におけるスポーツ振興のために技術能力を提供することができる者で、当該種目の指導に関する次に掲げる何らかの資格・要件を備える者とする。

- (1) スポーツ等に関係する公益法人公認の指導者等の資格を有する者、または、スポーツ等に関係する国家資格を有する者
- (2) 前記(1)に準じる指導者資格を有する者
- (3) 前記(1)・(2)と同等以上の能力及び豊富な指導実績が認められる者
- (4) その他、スポーツ協会会長が特別に認める者

3 登録の申請

指導者等への登録をしようとする者は、秦野市スポーツ協会指導者等登録書(別紙様式)をスポーツ協会に提出するものとする。

4 登録

スポーツ協会は、前項の規定により申請があった場合は、申請の内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、指導者等に登録するとともに、当該申請をした者に通知するものとする。

5 登録期間

登録期間は申請年度を含め概ね5か年とし、登録最終年には別途スポーツ協会から案内する方法にて、登録更新の意思確認を行い、再審査のうえ登録期間の延長をすることができる。

6 登録事項の変更

指導者等登録者は、登録簿に登録された内容に変更が生じたとき、又は登録の取り消しを希望するときは、速やかにスポーツ協会に届け出るものとする。

7 登録の取消し

次のいずれかに該当した場合は登録を取消す。

- (1) 指導者等登録者であることを利用し、宗教活動、政治活動もしくは、営利性が高いと判断できる活動を行った場合、その他、指導者等登録制度の社

会的信用の失墜を招く行為があった場合

- (2) 虚偽の申請内容があった場合
- (3) 連絡先が不明となった場合
- (4) 本人から登録取消しの申し出があった場合、または、所定の登録更新をしなかった場合

8 業務依頼

スポーツ協会は、指導者等が必要なスポーツ教室、イベント等の事業が発生した場合、条件に合う登録者を選考し、業務依頼を行うものとする。

9 個人情報の取扱い

本要項により知り得た個人情報は、公益財団法人秦野市スポーツ協会個人情報取扱規程に従い適切に管理するものとする。

10 その他

本基準による登録制度は、登録した者の業務を保証するものではないが、多様な人材を積極的に任用し、秦野市におけるスポーツ推進の担い手を支援していくものである。

附 則

- 1 この基準は、令和3年3月1日から施行する。

公益財団法人秦野市スポーツ協会指導者等登録書

作成日：令和 年 月 日

指導可能種目名等 (例：エアロビクス、ヨガ、健康体操、器械体操、幼児体操、キッズダンスなど)								
ふりがな			性別	生年 月日	S・H 年 月 日			
氏 名					(作成日現在 歳)			
現 住 所	〒							
電 話	自宅	—	—	メール 1	@			
	携帯	—	—	メール 2	@			
所有資格								
指導可能な日時等 (○で囲んでください。)	月	火	水	木	金	土	日	祝日
	全日 午前 午後 夜間							
備考								
主な指導実績(別紙(様式自由)添付も可)								
実施団体又は講座名	指導内容				指導期間			
					年 月～ 年 月			
					年 月～ 年 月			
					年 月～ 年 月			
					年 月～ 年 月			
その他、自己PR(登録後に指導したい対象や内容等もご記入ください。)								

提出先：(公財)秦野市スポーツ協会 〒257-0015 秦野市平沢 101-1 電話 0463-84-3376